

令和6・7年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

○令和6・7年度後期高齢者医療保険料率

		令和 6 年度	令和 7 年度	現行
均等割額		5 0， 2 0 0 円		4 7， 5 0 0 円
所得割率	賦課のもととなる所得金額 5 8 万円以下	9． 7 6 % (※1)	1 0． 4 9 %	9． 5 0 %
	賦課のもととなる所得金額 5 8 万円超	1 0． 4 9 %		
賦課限度額		8 0 万円 (※2)		6 6 万円

(※1) 令和6年度の所得割率は激変緩和措置により、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は 9.76%となります。

(※2) 令和6年度の賦課限度額は激変緩和措置により、令和6年3月31日時点で75歳以上の方等は 73万円となります。

○後期高齢者医療制度の概要について

後期高齢者医療制度では、医療に係る費用のうち、被保険者が医療機関で支払う窓口負担を除いた部分の約5割を国・県・市町村の公費、約4割を現役世代（75歳未満の人）からの支援金、残り約1割を後期高齢者の保険料で賄う仕組みとなっています。

保険料を算出するための保険料率（均等割額と所得割率）は、各県の広域連合が今後2年間の被保険者数や医療費等を算定し、その期間を通じて財政の均衡を保つことができる率とすることとされており、2年ごとに見直しを行います。（よって、全都道府県一斉に見直しを行います。）

○令和6・7年度後期高齢者医療保険料率の見直しについて

岡山県後期高齢者医療広域連合における医療給付費の実績や今後の情勢推計等を基に令和6年度及び令和7年度に保険者が負担すべき医療費（医療給付費）総額を精査し、賦課すべき保険料総額を算定しました。

この度の保険料率見直しに当たっては、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する国の制度改正が大きく影響し、岡山県後期高齢者医療広域連合が保有する基金等を充当したものの、均等割額、所得割率ともにやむを得ず増額の改定をお願いすることとなりました。保険制度の安定的な維持・運営のため、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(参考) 国の制度改正による保険料率の主な増加要因

- ・後期高齢者負担率の引き上げ（11.72%→12.67%）
- ・出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みの導入（令和6・7年度4.2億円）
- ・賦課限度額の引き上げ（66万円→80万円 (※2)）

○一人当たりの年間保険料額の決め方

1 年間の保険料 （100 円未満切捨） （賦課限度額 8 0 万 円（※2））	=	均等割額 5 0 , 2 0 0 円	+	所得割額 （賦課のもととなる所得金額） ×（所得割率） 1 0 . 4 9 %（※1）
---	---	-------------------------------------	---	--

- ・一人当たり年間保険料は、1 0 0 円未満を切捨てます。
- ・保険料は対象年度 1 年間分（4 月から翌年 3 月までの 1 2 か月）として計算され、年度の途中で加入された場合は加入された月から計算されます。
- ・「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額等（雑所得、事業所得、給与所得等の総所得金額と分離課税の株式の譲渡所得、土地建物等の譲渡所得、山林所得等の合計額）から、地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が 2 , 4 0 0 万円以下の場合は 4 3 万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。
- ・分離課税の所得がマイナスの場合は、0 円として合算します。

○保険料均等割額の軽減の見直しについて

経済動向等を踏まえ、令和 6 年度の低所得者の均等割軽減の判定基準が、次のとおり見直しされました。

軽減割合	世帯主及びその世帯の被保険者の総所得金額等の合計が下記の金額以下の世帯
7 割軽減	基礎控除額（4 3 万円）＋（給与所得者等の数－1）× 1 0 万円
5 割軽減	基礎控除額（4 3 万円）＋（給与所得者等の数－1）× 1 0 万円＋ <u>2 9 . 5 万円</u> × （被保険者数）
2 割軽減	基礎控除額（4 3 万円）＋（給与所得者等の数－1）× 1 0 万円＋ <u>5 4 . 5 万円</u> × （被保険者数）

- ・「給与所得者等の数」とは、一定の給与所得者と公的年金等の所得がある人の合計人数です。合計人数が 2 人以上の場合に適用します。
- ・軽減の判定は、賦課期日現在で行われます。
- ・6 5 歳以上（その年の 1 月 1 日時点）の人の公的年金等の所得については、年金所得の範囲内で、最大 1 5 万円を控除した金額で判定します。
- ・軽減判定時の総所得金額等では、専従者控除、土地・建物等の譲渡所得の特別控除は適用されません。雑損失の繰越控除は適用されます。
- ・世帯主及びその世帯の被保険者に所得の不明な人がいる場合は、基準に該当するかどうか判定できないため、軽減が適用されません。